

税と社会保障の 国民負担のあり方を考える

2024年12月9日
記者レク

株式会社日本総合研究所
調査部 上席主任研究員
蜂屋 勝弘

蜂屋 勝弘(はちや かつひろ) 調査部 上席主任研究員

●専門分野

公共経済、税制・財政、農業の成長産業化

●略歴

1992年、入社、マクロ経済担当

1994年、(社)日本経済研究センターに出向

1999年より、税制・財政分野担当

2004～08年、内閣府参事官補佐(経済社会システム 企画担当)

2013年、内閣府政策調査員(経済財政運営 産業・雇用担当)

2014・16～17年、内閣府政策企画調査官(経済財政運営 総括担当)



●最近執筆のレポート(<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=28114>)

「自律した地域社会実現に向けた地方税改革」(JRレビュー、2024年1月)

「カーボン・プライシングの活用に向けた課題」(JRレビュー、2023年5月)

「法人所得課税をどう見直すか」(JRレビュー、2023年1月)

「わが国の国民負担の現状と取り組み課題」(JRレビュー、2022年4月)

「大型補正予算と財政運営の課題」(リサーチフォーカス、2021年12月)

「金融所得課税の議論に欠けている視点」(リサーチフォーカス、2021年12月)

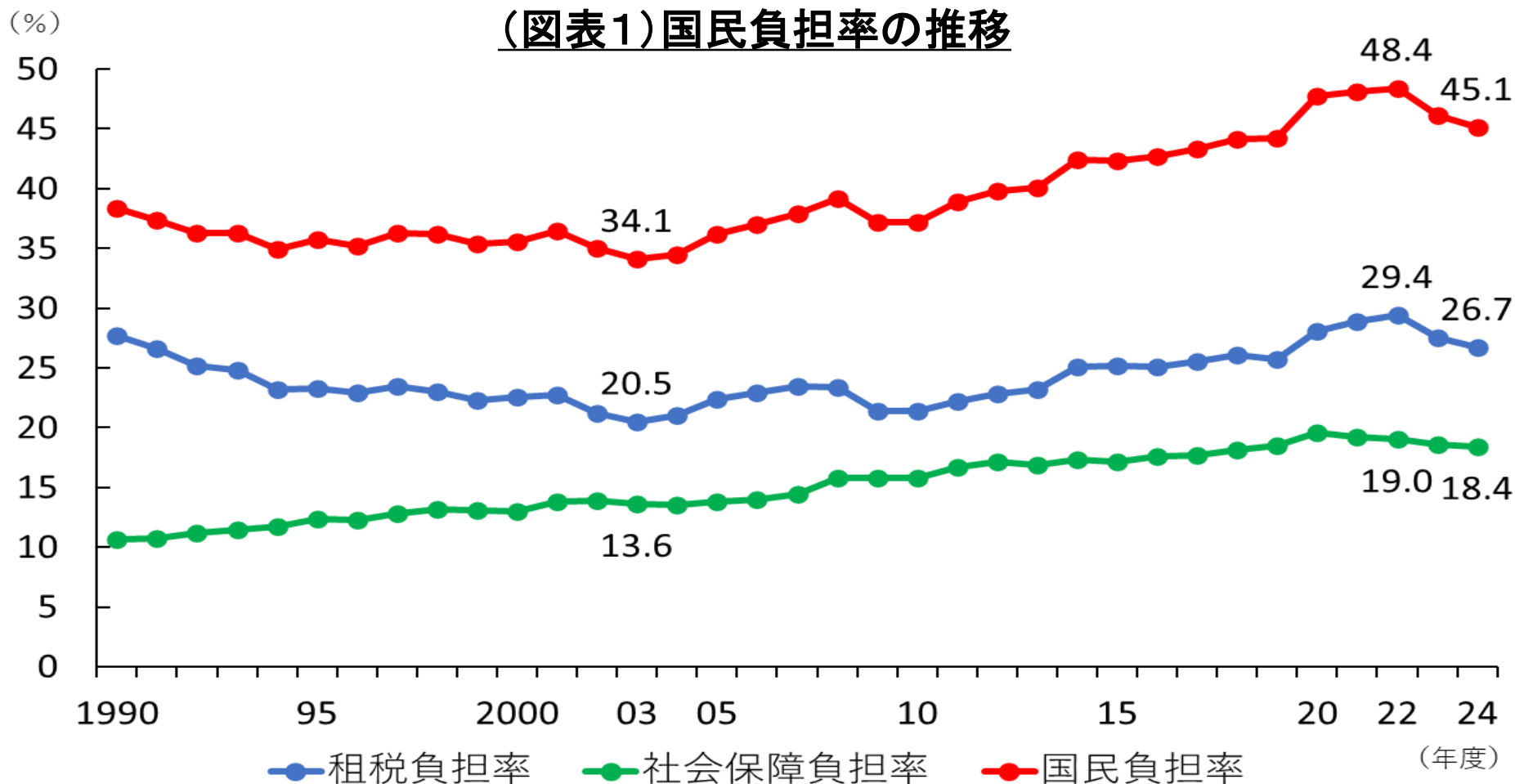
「カーボン・プライシングをどう導入するか」(JRレビュー、2021年8月)

「中小企業優遇税制の意義と検討課題ー求められる選別基準の再考」(JRレビュー、2020年10月)

「地方税収の将来像と地方税源の在り方」(JRレビュー、2020年5月)

「デジタル課税が税収・企業負担に及ぼす影響と導入に向けた課題」(JRレビュー、2019年12月)

わが国の国民負担率は過去最高水準



(資料) 財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」。

(注) 実績。ただし、2023年度は実績見込み、2024年度は見通し。

次世代の国づくり

誰が負担しているか？・・・国民負担の配分の現状

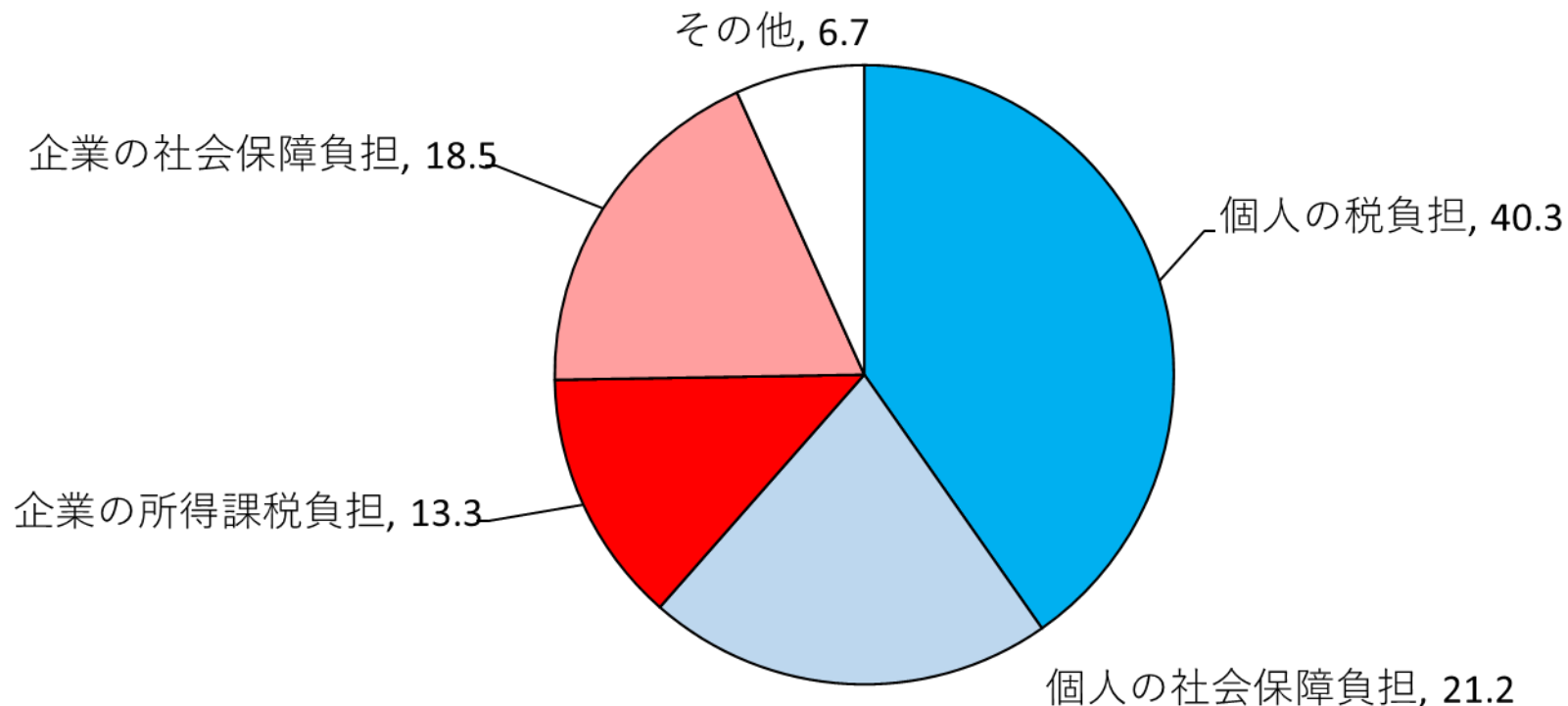
国民負担の国際比較 ・・・国民負担の内容と政府支出

今後の国民負担を考える

誰が負担しているか① 個人(家計)か企業か

(図表2)個人(家計)が6割超を負担

(%)



(資料)OECD「Revenue Statistics」

(注)2021年。原資料の項目を以下のように分類した。

個人の税負担:個人所得税、消費税、特定の財・サービスへの課税、相続・贈与税。

個人の社会保障負担:雇用者の社会保険料負担、個人事業主・非雇用者の保険料負担。

企業の所得課税負担:法人所得税

企業の社会保障負担:雇主の社会保険料負担

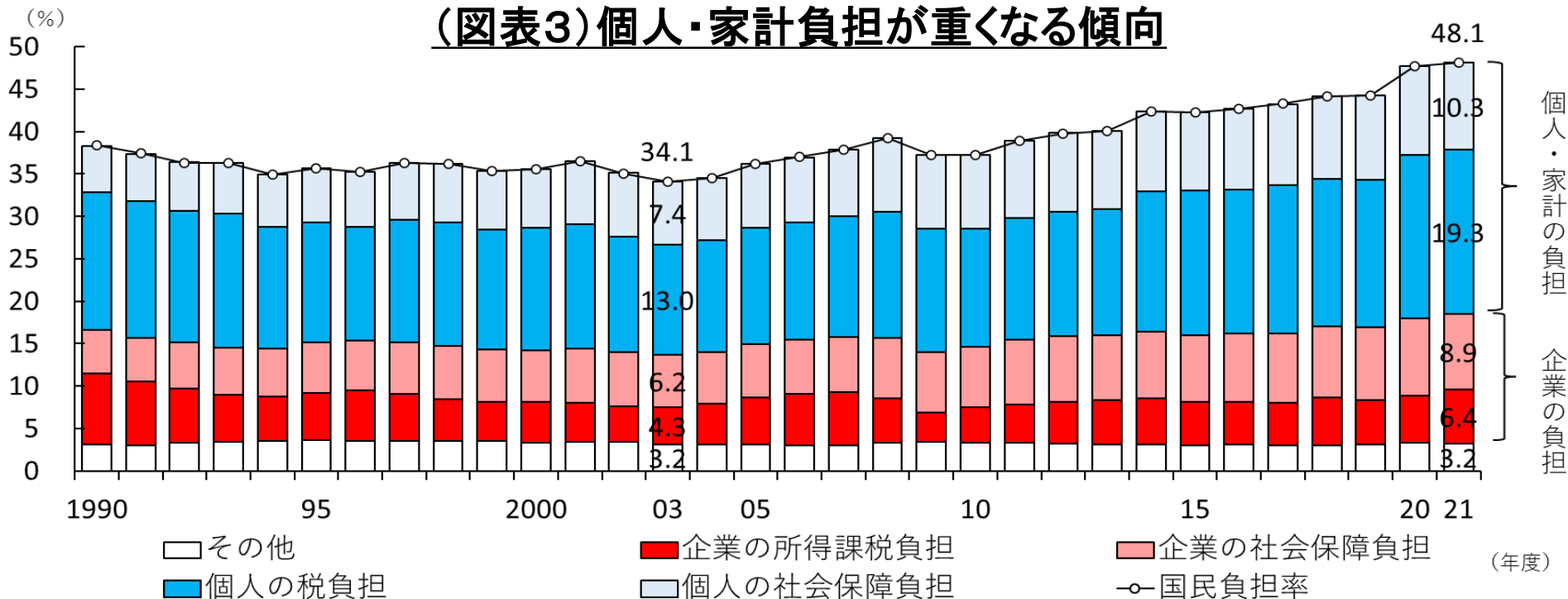
その他:固定資産税、印紙収入等、その他の税。

次世代の国づくり

グローバル化、デジタル化時代の世界的潮流

⇒ 企業負担から個人・家計負担へ

(図表3) 個人・家計負担が重くなる傾向



(資料) 財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」、OECD「Revenue Statistics」より日本総合研究所作成

(注) 原資料の項目を以下のように分類した。

個人の税負担: 個人所得税、消費税、特定の財・サービスへの課税、相続・贈与税。

個人の社会保険負担: 雇用者の社会保険料負担、個人事業主・非雇用者の保険料負担。

企業の所得課税負担: 法人所得税

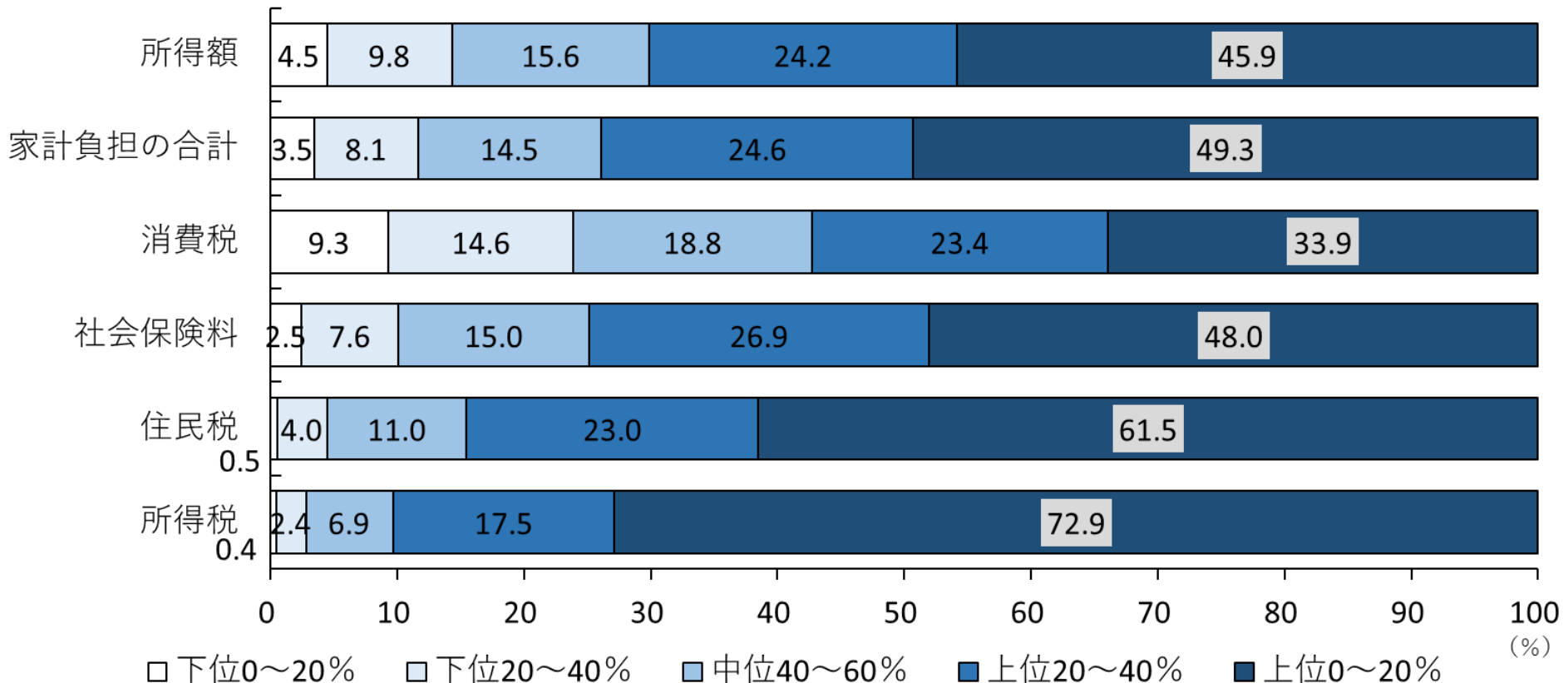
企業の社会保険負担: 雇主の社会保険料負担

その他: 固定資産税、印紙収入等、その他の税。

次世代の国づくり

誰が負担しているか② 所得階層別の分布

(図表4) 所得税の大半は高所得層が負担、消費税は低所得層も一定程度負担



(資料) 厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」、総務省「家計調査年報(2023年)」

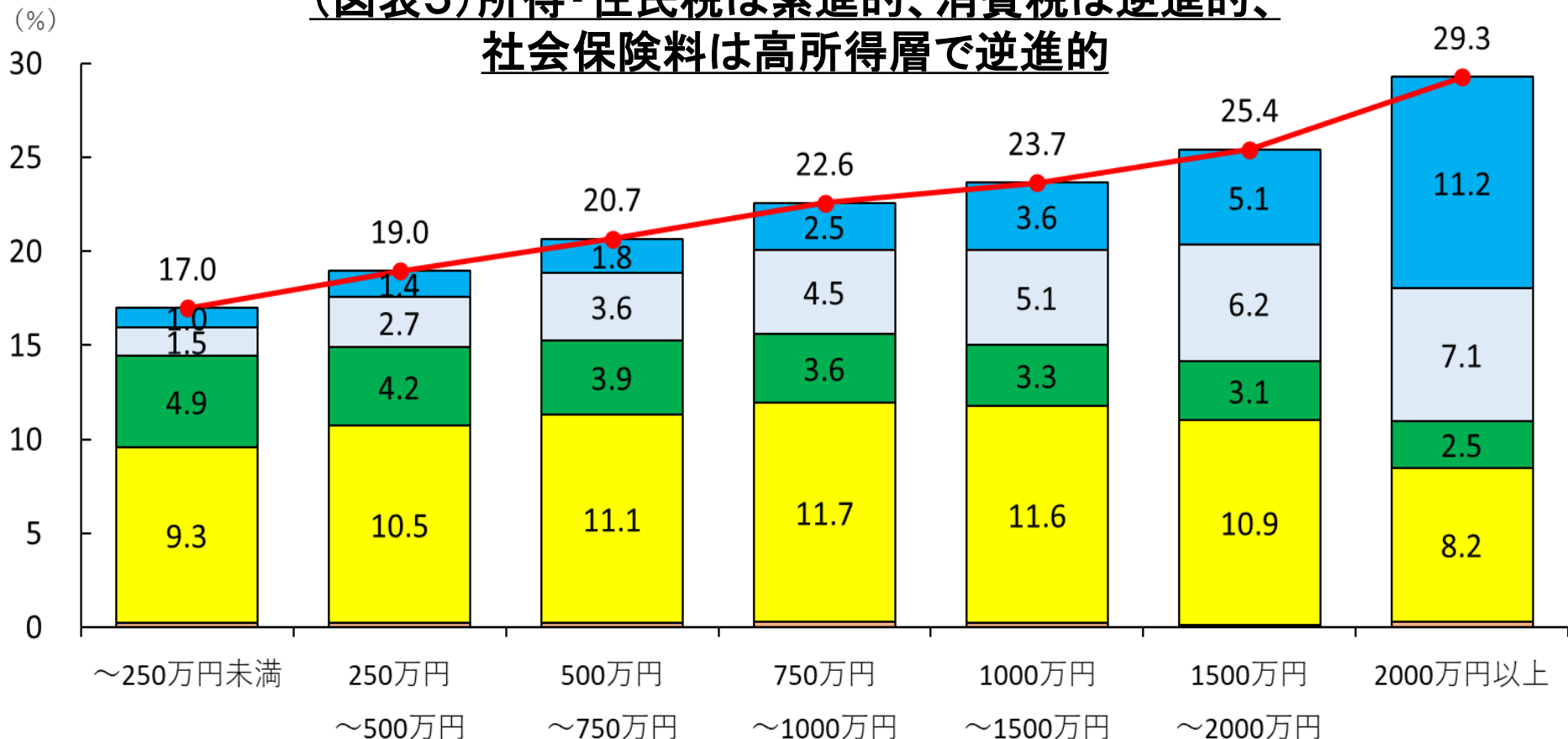
(注) 原統計の世帯データから計算。

家計負担の合計は、所得税、住民税、社会保険料、消費税の2024年度予算額に、それぞれの所得階層別の分布を当てはめて合算した数字。なお、消費税は総世帯の消費額から計算。所得税の2024年度予算額からは、利子・配当・譲渡益課税分と定額減税の影響分を除いている。

次世代の国づくり

誰が負担しているか② 所得階層別の負担率

(図表5) 所得・住民税は累進的、消費税は逆進的、
社会保険料は高所得層で逆進的



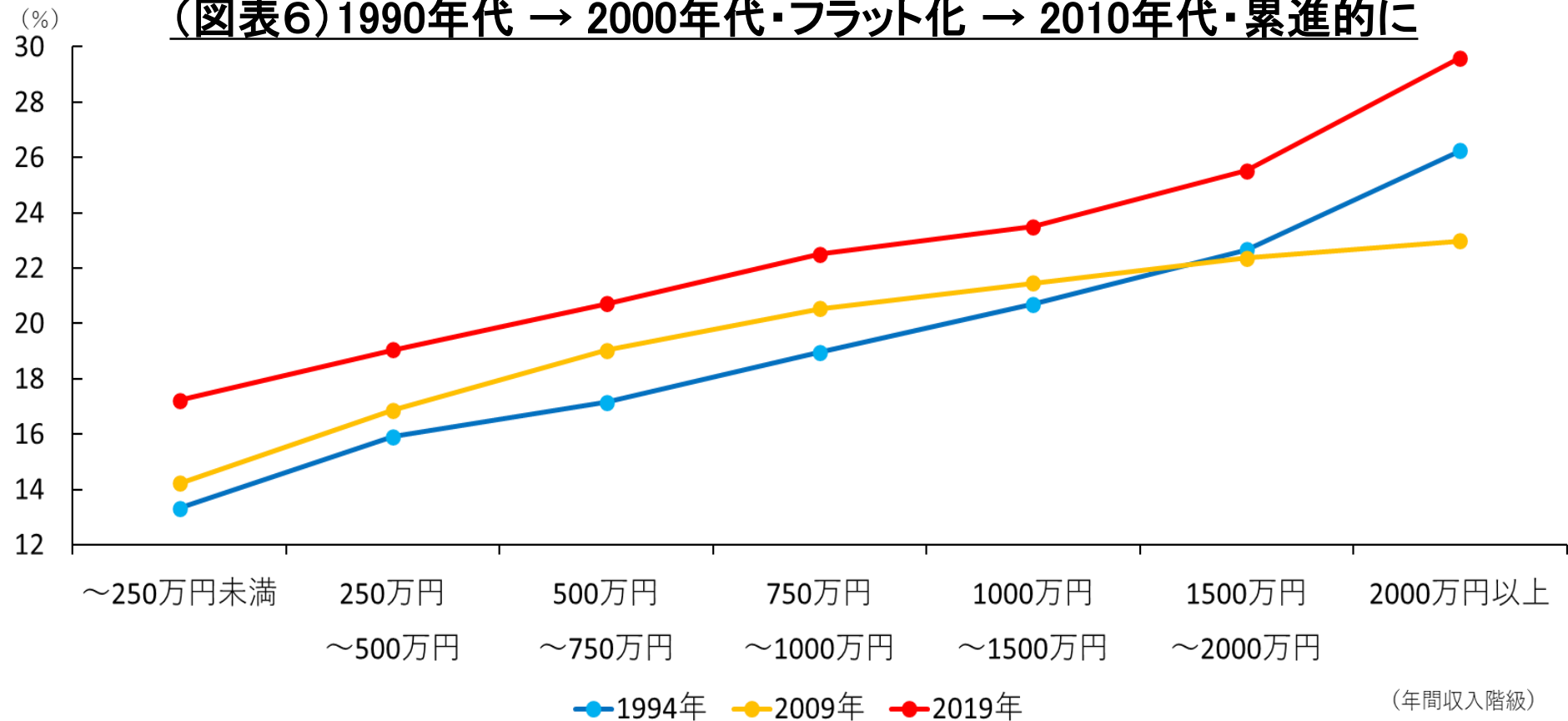
その他の直接税 社会保険料 消費税 個人住民税 勤労所得税 家計の国民負担率

(資料) 総務省「2019年全国家計構造調査」。

(注) 総世帯のうち勤労者世帯。各負担率は、各税収等÷実収入(公的年金以外の社会保障給付を除く)。消費税収は消費額から計算。

所得階層別負担率の変遷

(図表6) 1990年代 → 2000年代・フラット化 → 2010年代・累進的に

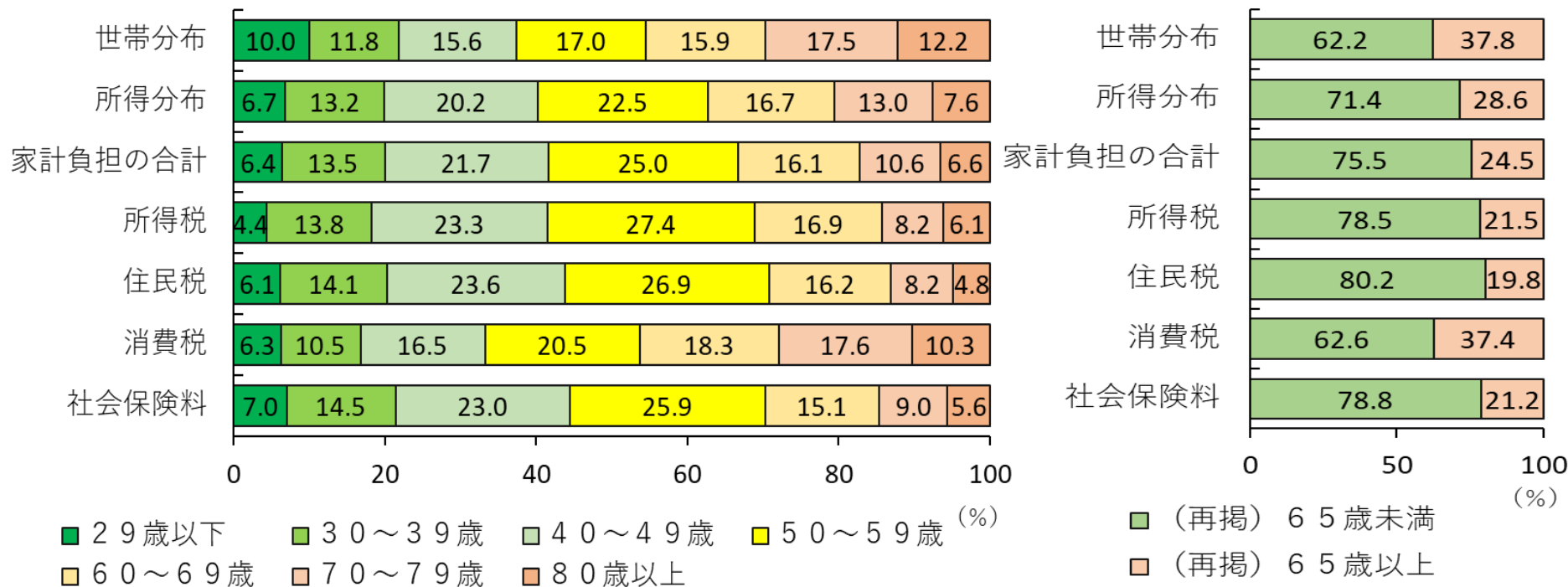


(資料)総務省「平成6年全国消費実態調査」「平成21年全国消費実態調査」「平成26年全国消費実態調査」「2019年全国家計構造調査」より作成。
 (注)総世帯のうち勤労者世帯。負担率は、勤労所得税、個人住民税、他の直接税、社会保険料、消費税の合計。消費税は消費額から計算。分母は実収入(公的年金以外の社会保障給付を除く)。2019年の負担率は、「平成26年全国消費実態調査」で計算した2014年の負担率に、「2019年全国家計構造調査」の2014年遡及データで計算した負担率と2019年データで計算した負担率の差を加算した数値。各所得階層の平均所得の調査年ごとの違いによる税収への影響を補正している。

次世代の国づくり

誰が負担しているか③ 年齢別の分布

(図表7)所得・住民税、社会保険料の大半を65歳未満が負担
消費税は世帯分布に応じた負担配分

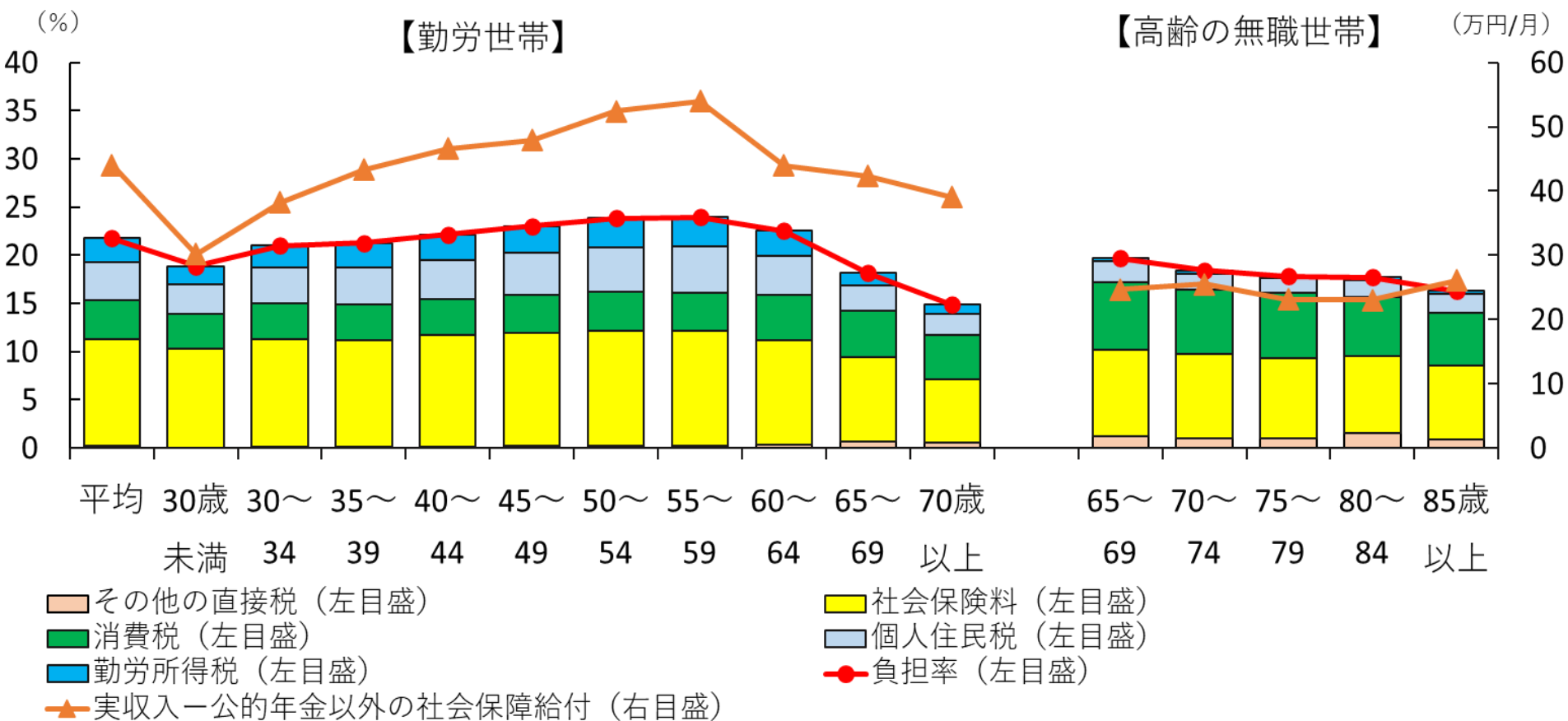


(資料)厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」、総務省「2019年全国家計構造調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6(2024)年推計)」

(注)各税収・社会保険料の分布は、「日本の世帯数の将来推計」の2022年の年齢階級別世帯分布に「国民生活基礎調査」から計算した各年齢階級の納税世帯割合と一世帯当たり負担額をかけて計算。その際、消費税の納税世帯割合は全ての階級で100%とした。家計負担の合計は、所得税、住民税、社会保険料、消費税の2024年度予算額に、それぞれの年齢別分布を当てはめて合計した数字。消費税は総世帯・全世帯の年齢階級別消費額から計算。所得税の2024年度予算額からは、利子・配当・譲渡益課税分と定額減税の影響分を除いている。

誰が負担しているか③ 年齢別の負担率

(図表8) 高齢の無職世帯の負担率の大半は、消費税と社会保険料



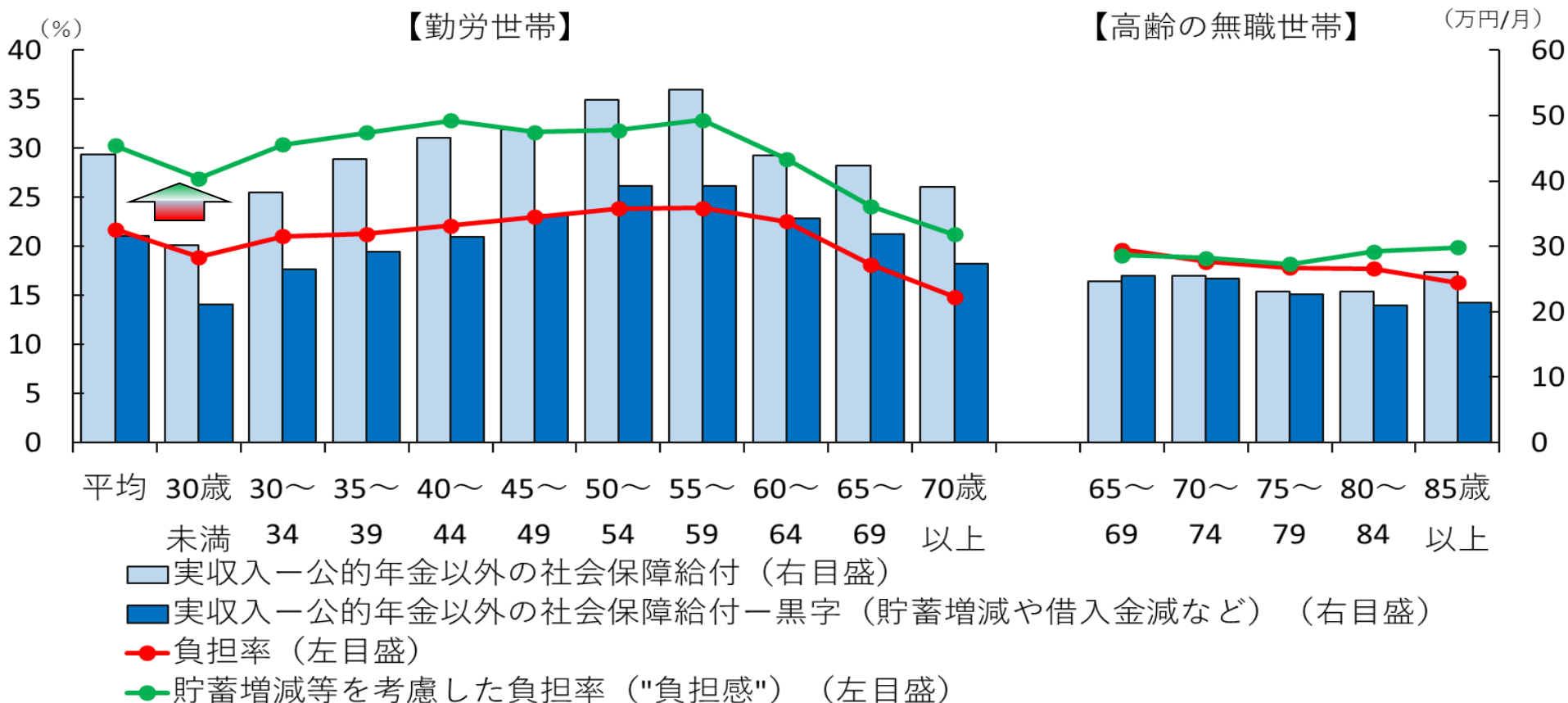
(資料) 総務省「2019年全国家計構造調査」

(注) 総世帯の勤労者世帯と無職世帯。負担率は、勤労所得税、個人住民税、他の直接税、社会保険料、消費税の合計。消費税は消費額から計算。分母は実収入(年金以外の社会保障給付を除く)。

次世代の国づくり

貯蓄やローン返済を考慮した“負担感”

(図表9) 勤労世帯の“負担感”は、高齢の無職世帯より高い



(資料) 総務省「2019年全国家計構造調査」

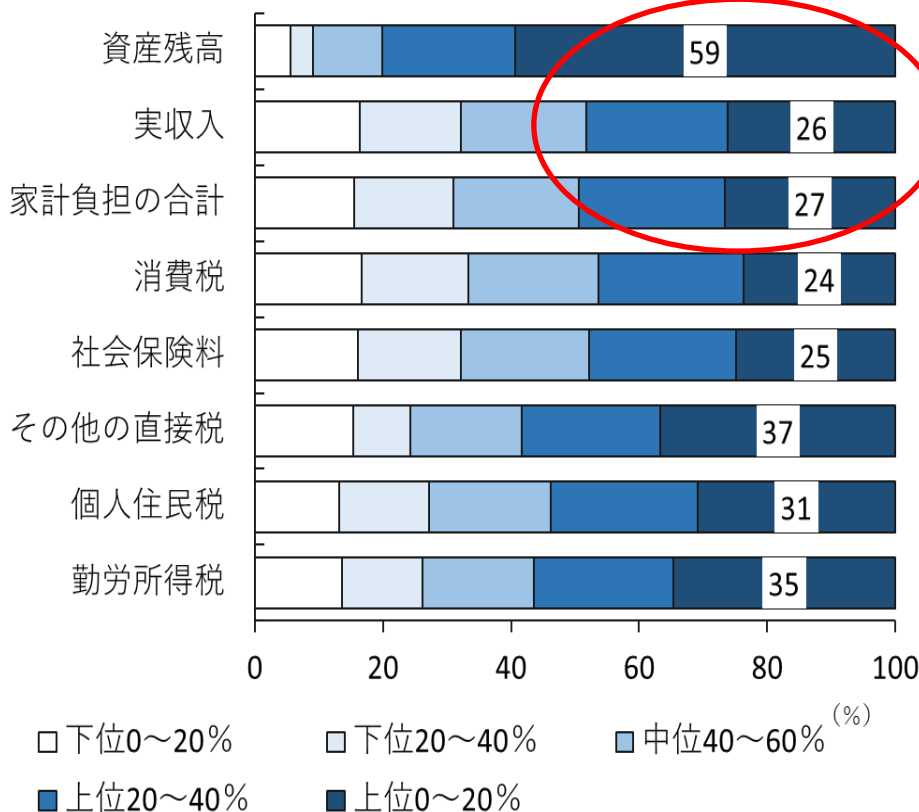
(注) 総世帯の勤労者世帯と無職世帯。負担率は、勤労所得税、個人住民税、他の直接税、社会保険料、消費税の合計。消費税は消費額から計算。分母は実収入(年金以外の社会保障給付を除く)。

次世代の国づくり

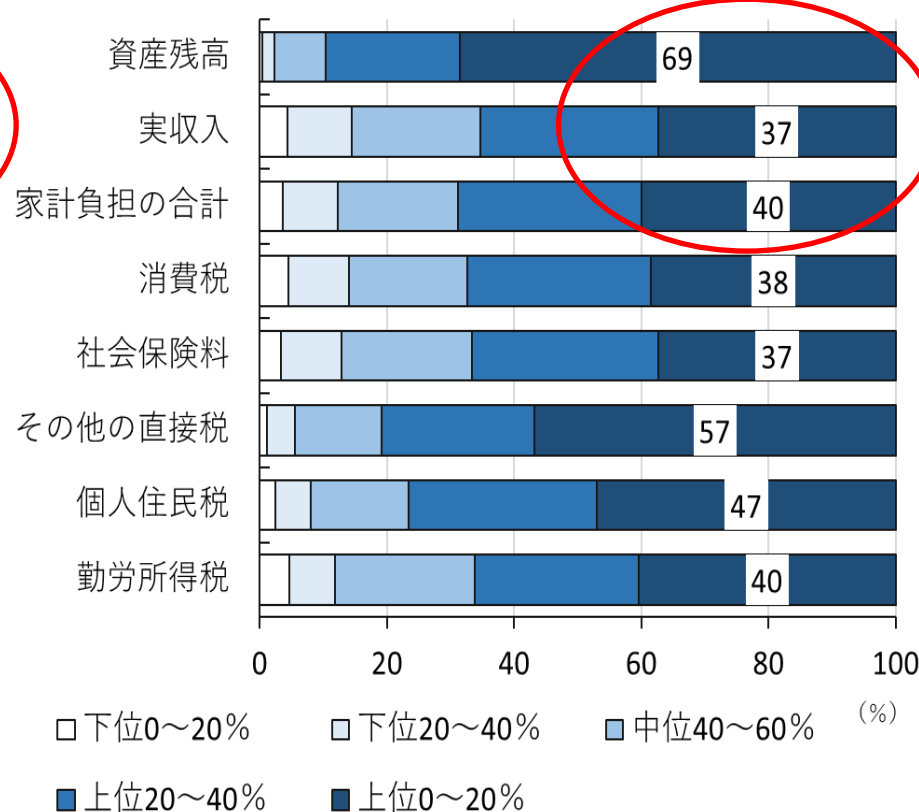
誰が負担しているか④ 資産階級別の分布

(図表10) 負担の分布は、資産残高の分布と大きく乖離

【勤労世帯】



【無職世帯】

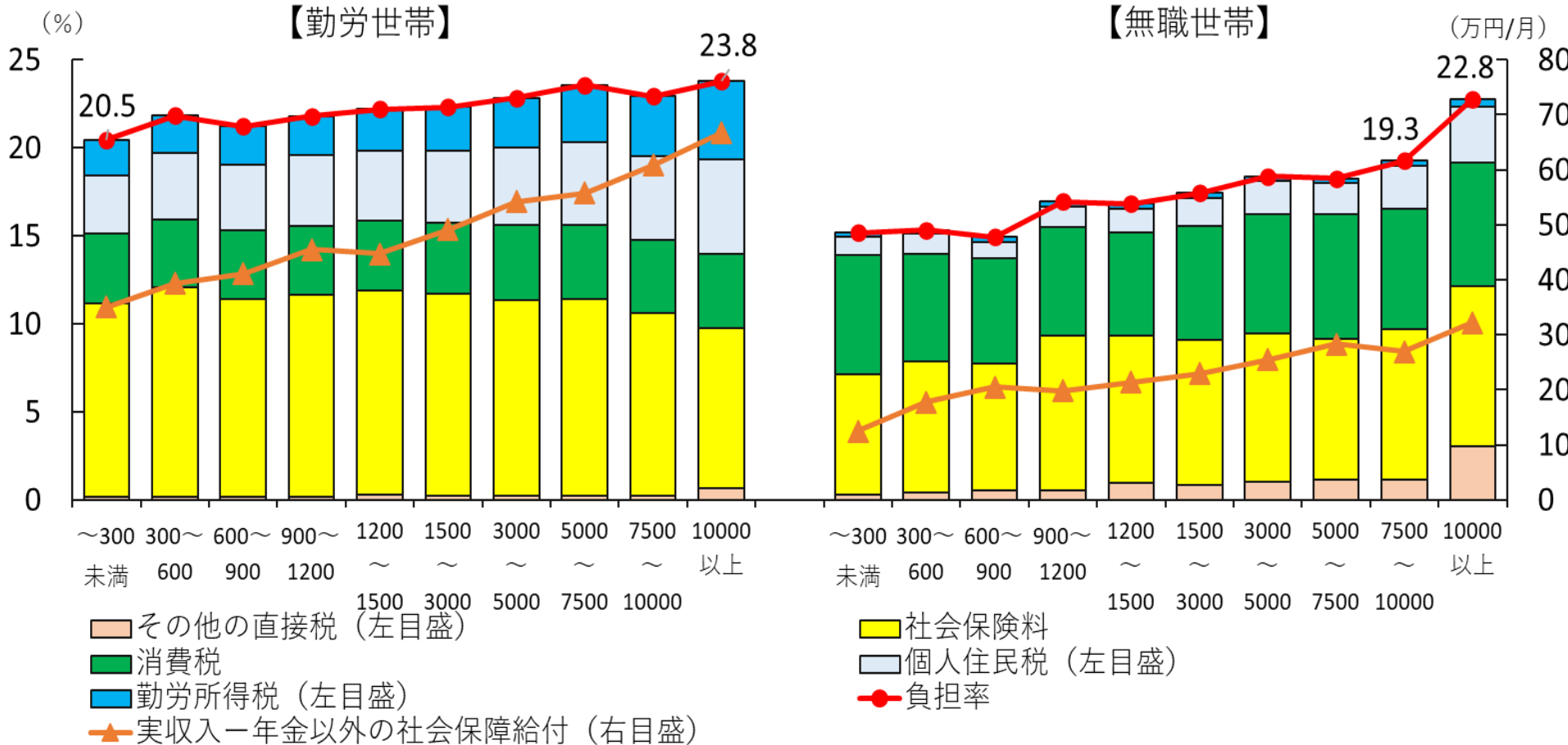


(資料) 総務省「2019年全国家計構造調査」

次世代の国づくり

誰が負担しているか④ 資産階級別の負担率

(図表11) 全体の負担率への資産課税の寄与は限定的



(資料) 総務省「2019年全国家計構造調査」

次世代の国づくり

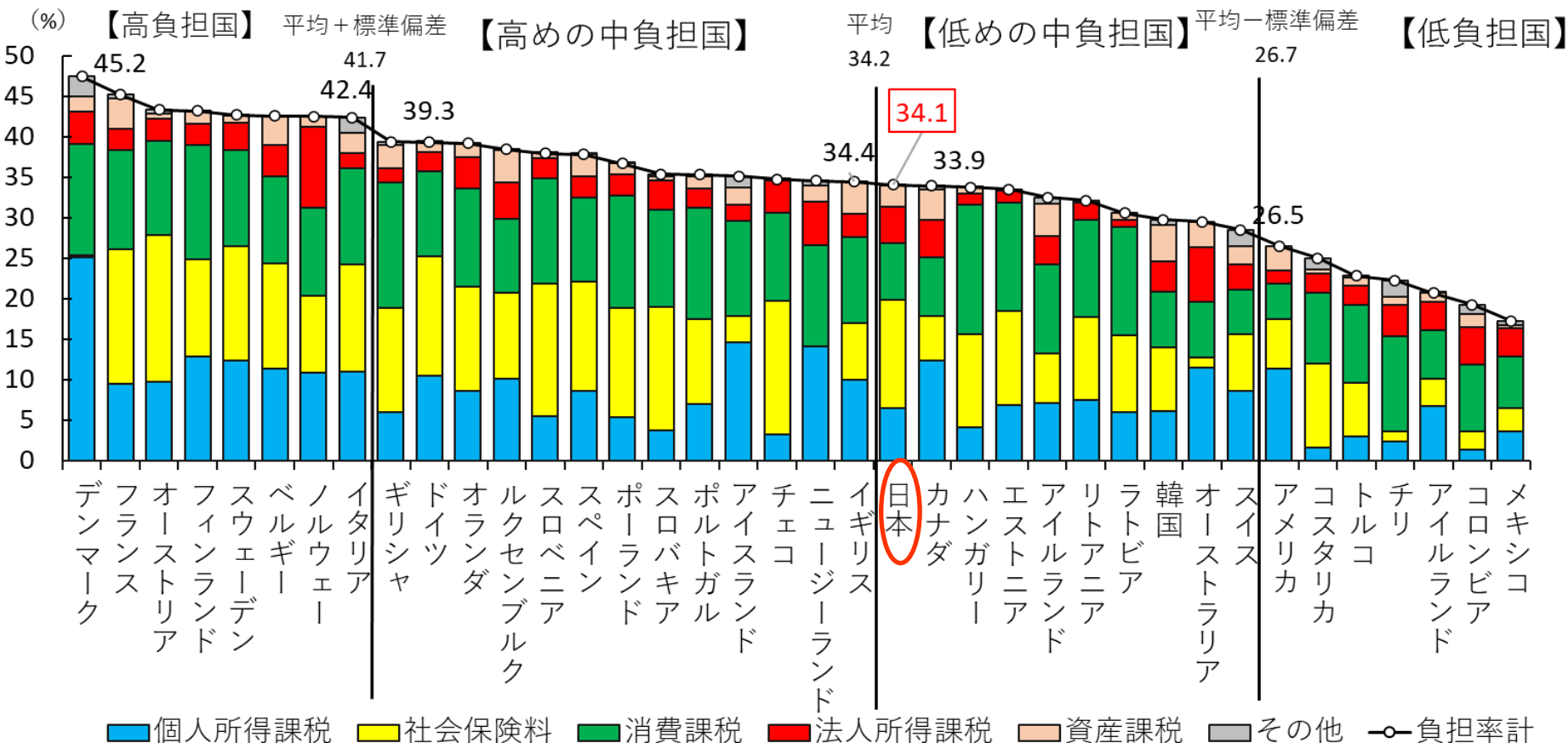
誰が負担しているか？・・・国民負担の配分の現状

国民負担の国際比較・・・国民負担の内容と政府支出

今後の国民負担を考える

国民負担率の国際比較

(図表12)わが国の国民負担率(対GDP比)は、OECD諸国のほぼ平均水準



(資料)OECD「Revenue Statistics」

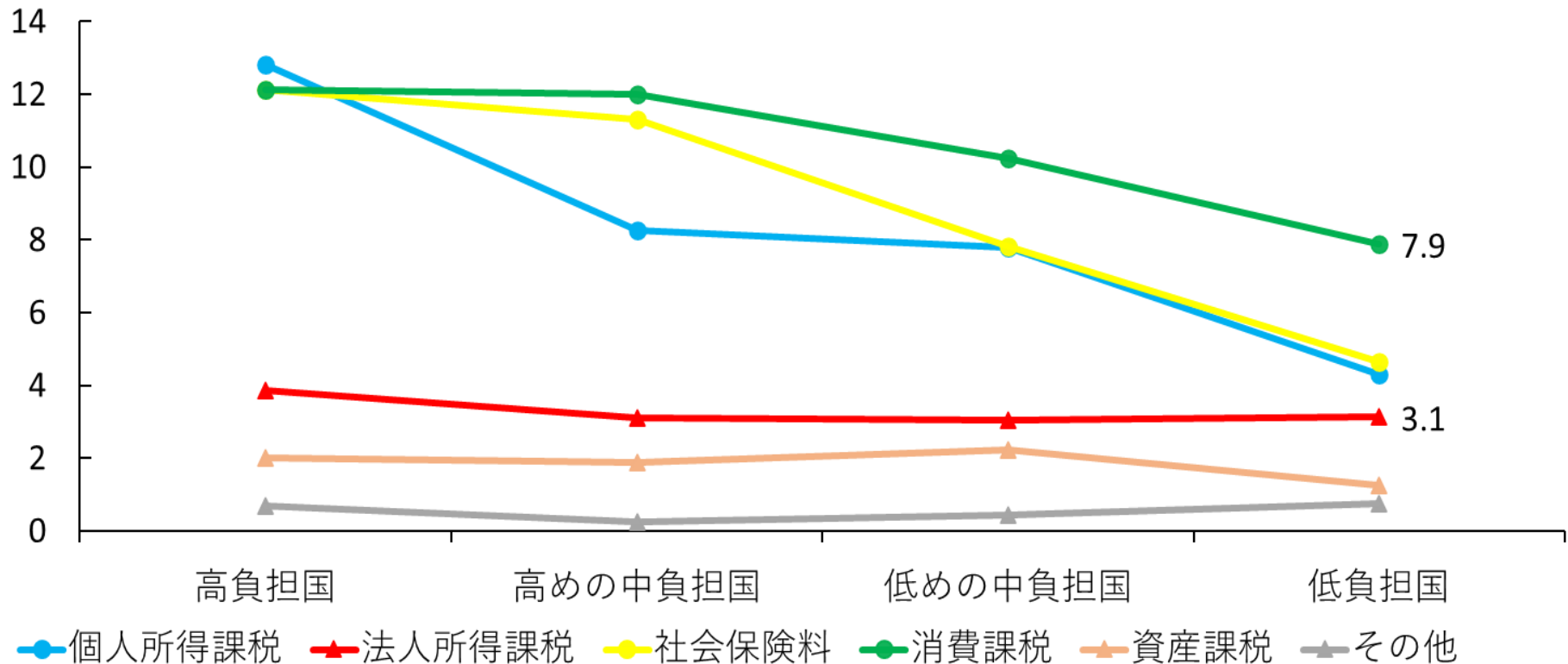
(注1)一般政府。2021年。(注2)図中の各税目と原資料の項目の対応関係は以下の通り

個人所得課税(1100)、社会保険料(2000、3000)、消費課税(5100)、法人所得課税(1200)、資産課税(4000)、その他(1300、5200、5300、6000)

次世代の国づくり

国民負担の大きさと、その内訳の関係は？

(図表13) 全体の負担率が高い程、消費税、所得税、社会保険料の負担率が高い
(GDP比%)



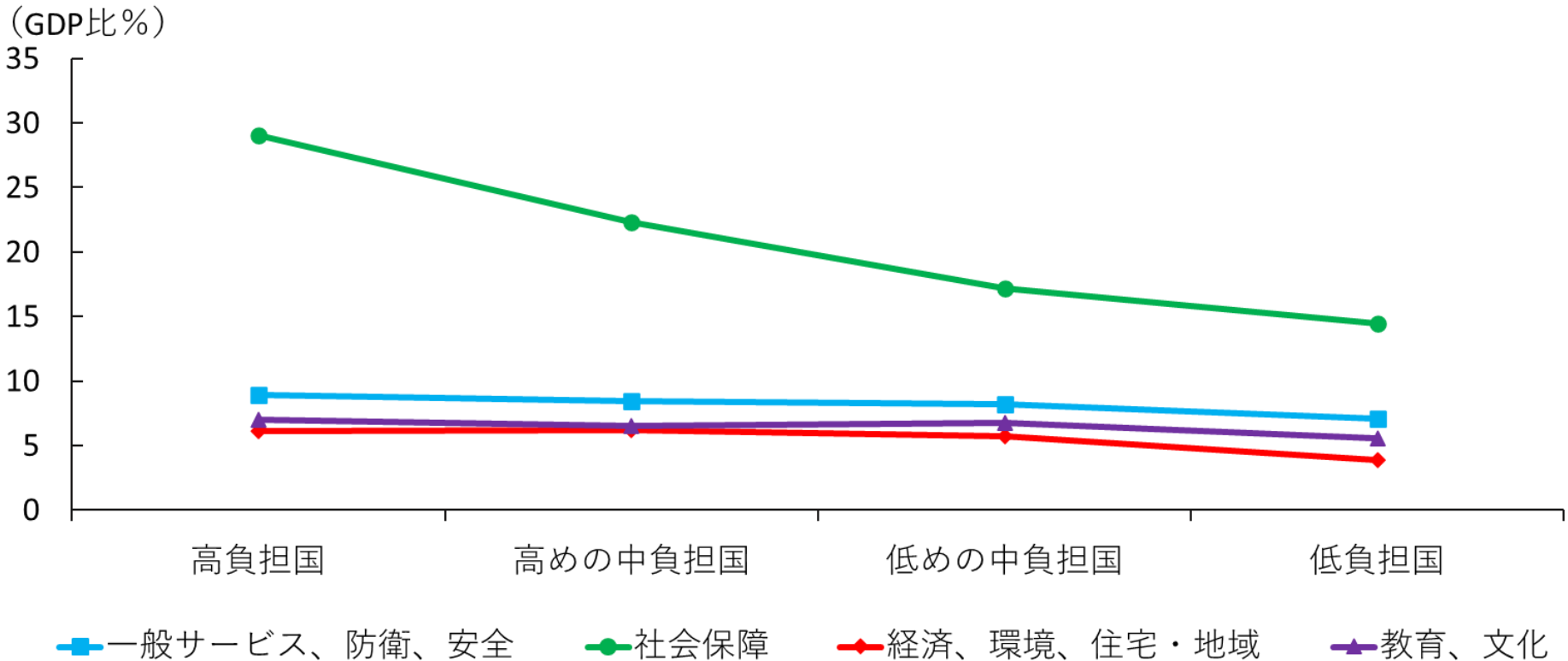
(資料) OECD「Revenue Statistics」

(注1) 一般政府。2021年。(注2) 図中の各税目と原資料の項目の対応関係は次の通り。個人所得課税(1100)、社会保険料(2000、3000)、消費課税(5100)、法人所得課税(1200)、資産課税(4000)、その他(1300、5200、5300、6000)。(注3) OECD諸国を国民負担率の大きさに4つの類型に分類し、類型ごとに各税目の負担率の平均値を計算。高負担国は「平均値+標準偏差」以上、高めの中負担国は「平均値+標準偏差」未満「平均値」超、低めの中負担国は「平均値」以下「平均値-標準偏差」超、低負担国は「平均値-標準偏差」以下。

次世代の国づくり

国民負担の大きさと、政府支出の内訳の関係は？

(図表14) 社会保障費が支出の多くを占め、負担率の大きさに影響を与える



(資料) OECD「Revenue Statistics」、「Annual government expenditure by function (COFOG)」より日本総合研究所作成

(注1) 原統計における機能別政府支出を次のように合算。①一般サービス、防衛、安全：一般公共サービス＋防衛＋公共の秩序・安全、

②社会保障：保健＋社会保護、③経済、環境、住宅・地域：経済業務＋環境保護＋住宅・地域アメニティ、④教育、文化：娯楽・文化・宗教＋教育

(注2) OECD諸国を国民負担率の大きさに4つの類型に分類し、類型ごとに機能別支出額(GDP比)の平均値を計算。高負担国は「平均値＋標準偏差」以上、高めの中負担国は「平均値＋標準偏差」未満「平均値」超、低めの中負担国は「平均値」以下「平均値－標準偏差」超、低負担国は「平均値－標準偏差」以下。

次世代の国づくり

(考察) 負担を課す際、諸外国では何を考慮？？？

(1) 企業も含む国民間で広く負担を配分(図表13)

【低負担国】

- ・個人に広く負担が及ぶ「消費課税」の負担率が最も高い。
- ・同時に、企業が負担する「法人所得課税」の負担率も「消費課税」の4割強の水準。

【中負担国、高負担国】

- ・個人に課される「個人所得課税」、「消費課税」の負担率が大きくなる傾向にあるなか、
- ・「法人所得課税」の負担率は一定水準を維持。

《推察される諸外国における平均的な姿勢》

- ・個人のみならず企業にも相応の負担を求める。

(考察) 負担を課す際、諸外国では何を考慮？？？

(2) 受益と負担の関係と所得再分配(図表13)(図表14)

【低負担国】

政府支出の多くが社会保障支出であるもとで、

- ・個人が負担する「消費課税」の負担率が最も高く、
- ・次いで、社会保障からの受益と負担の関係が明確となる「社会保険料」の負担率が高い。
- ・個人の所得水準に応じた賦課が可能な「個人所得課税」も、同程度。

【中負担国、高負担国】

主に社会保障支出が増加するもとで、

- ・「消費課税」、「個人所得課税」、「社会保険料」の負担率が上昇。

(考察)負担を課す際、諸外国では何を考慮？？？

《推察される諸外国における平均的な姿勢》

社会保障支出の規模に応じて、

- ①「消費課税」で、「広い負担配分」と「受益と負担の関係」を両立。
- ②「社会保険料」で、「受益と負担の関係」を維持・強化。
- ③「個人所得課税」で、「受益と負担の関係」と「税による所得再分配の強化」を狙うとともに、消費課税の逆進性の是正。

(考察) 負担を課す際、諸外国では何を考慮？？？

(3) 国際的な租税競争の影響(図表13)

【低負担国、中負担国、高負担国】

- ・「法人所得課税」と「資産課税」の負担率は、**ほぼ一定**。

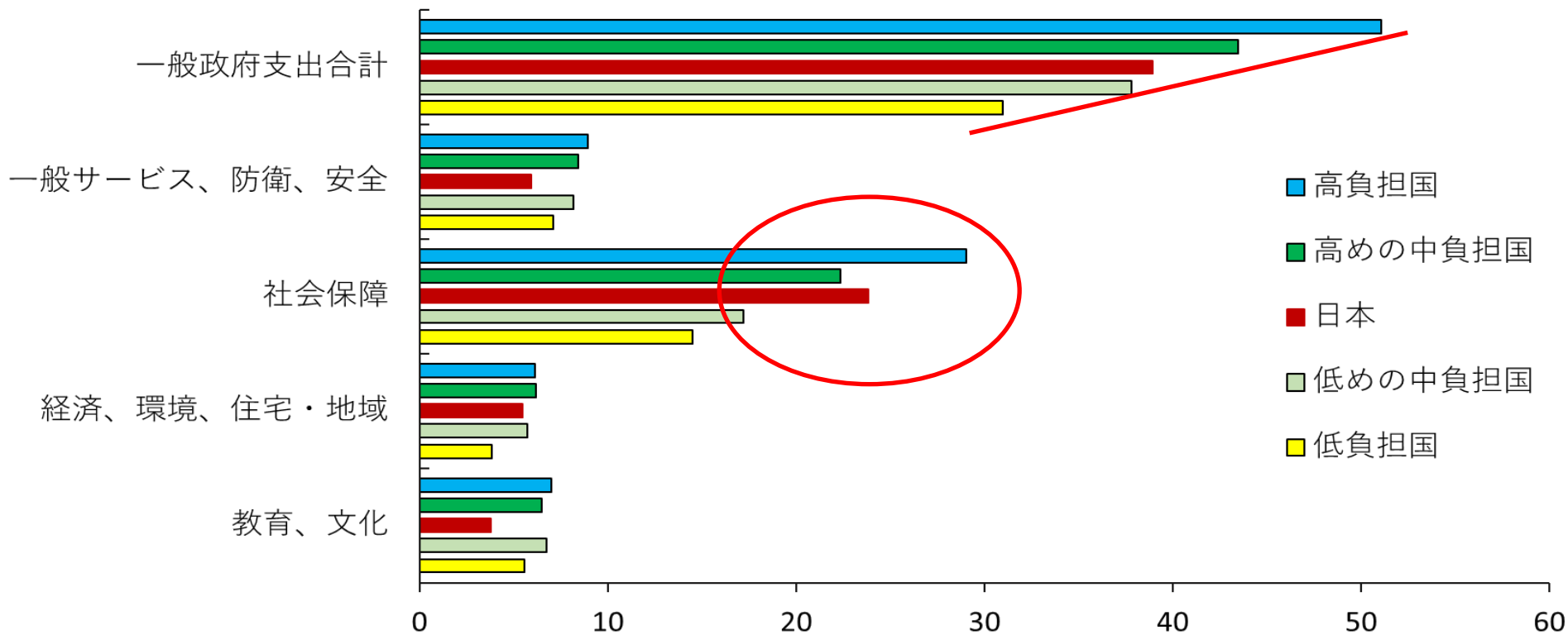
《推察される諸外国における平均的な姿勢》

社会保障支出拡大との受益と負担の関係はあるものの、以下の事情から、これらの負担を安易に引き上げ難い面も。

- ① **自国への投資や企業立地で他国に対し不利**になりかねない
- ② **金融資産や富裕層が海外に流出**しかねない

わが国とOECD諸国との比較・・・政府支出

(図表15)わが国は、社会保障費が比較的大きい



(資料) OECD「Revenue Statistics」、「Annual government expenditure by function (COFOG)」より日本総合研究所作成

(GDP比%)

(注1) 原統計における機能別政府支出を次のように合算。①一般サービス、防衛、安全：一般公共サービス＋防衛＋公共の秩序・安全

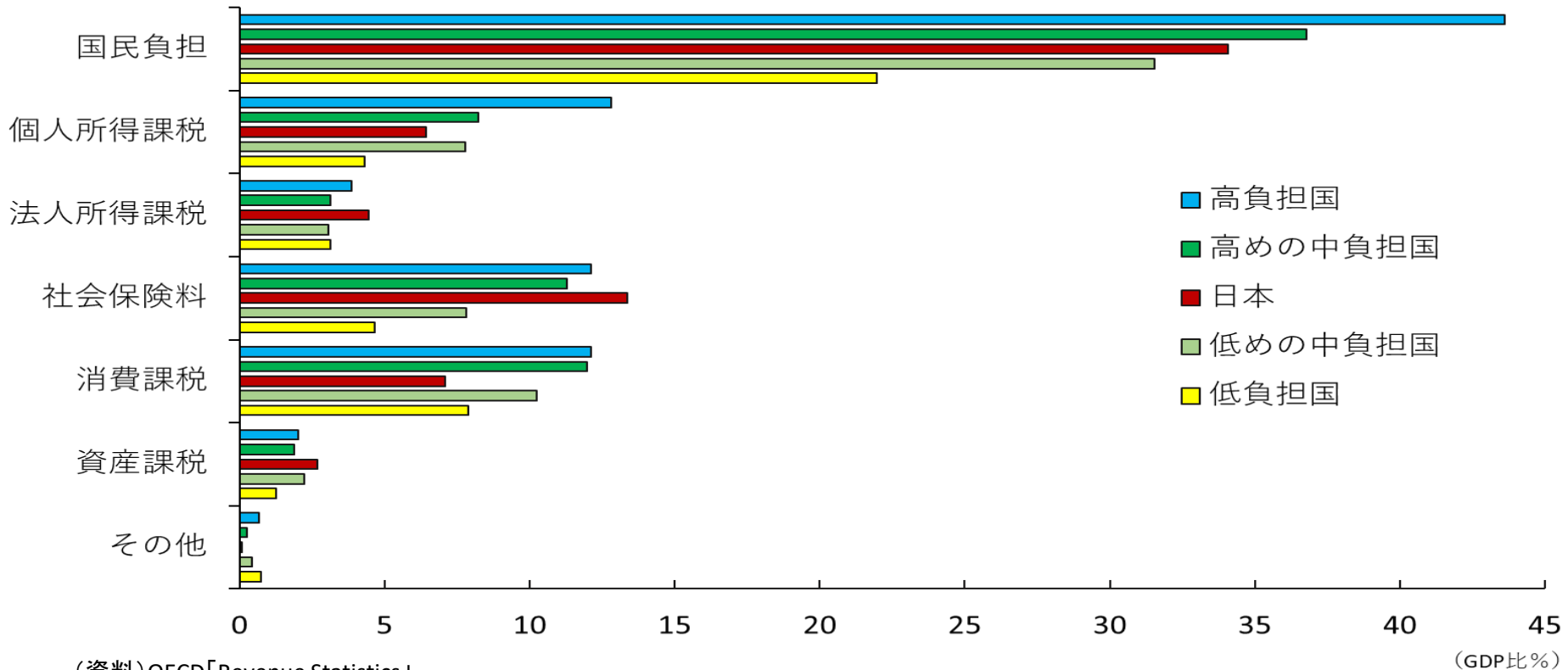
②社会保障：保健＋社会保護、③経済、環境、住宅・地域：経済業務＋環境保護＋住宅・地域アメニティ、④教育、文化：娯楽・文化・宗教＋教育

(注2) OECD諸国を国民負担率の大きさに4つの類型に分類し、類型ごとに機能別支出額(GDP比)の平均値を計算。高負担国は「平均値＋標準偏差」以上、高めの中負担国は「平均値＋標準偏差」未満「平均値」超、低めの中負担国は「平均値」以下「平均値－標準偏差」超、低負担国は「平均値－標準偏差」以下。

次世代の国づくり

わが国とOECD諸国との比較・・・国民負担率の内訳

(図表16) 法人所得課税、社会保険料、資産課税の負担率が高く、
個人消費課税、消費課税の負担率が低い



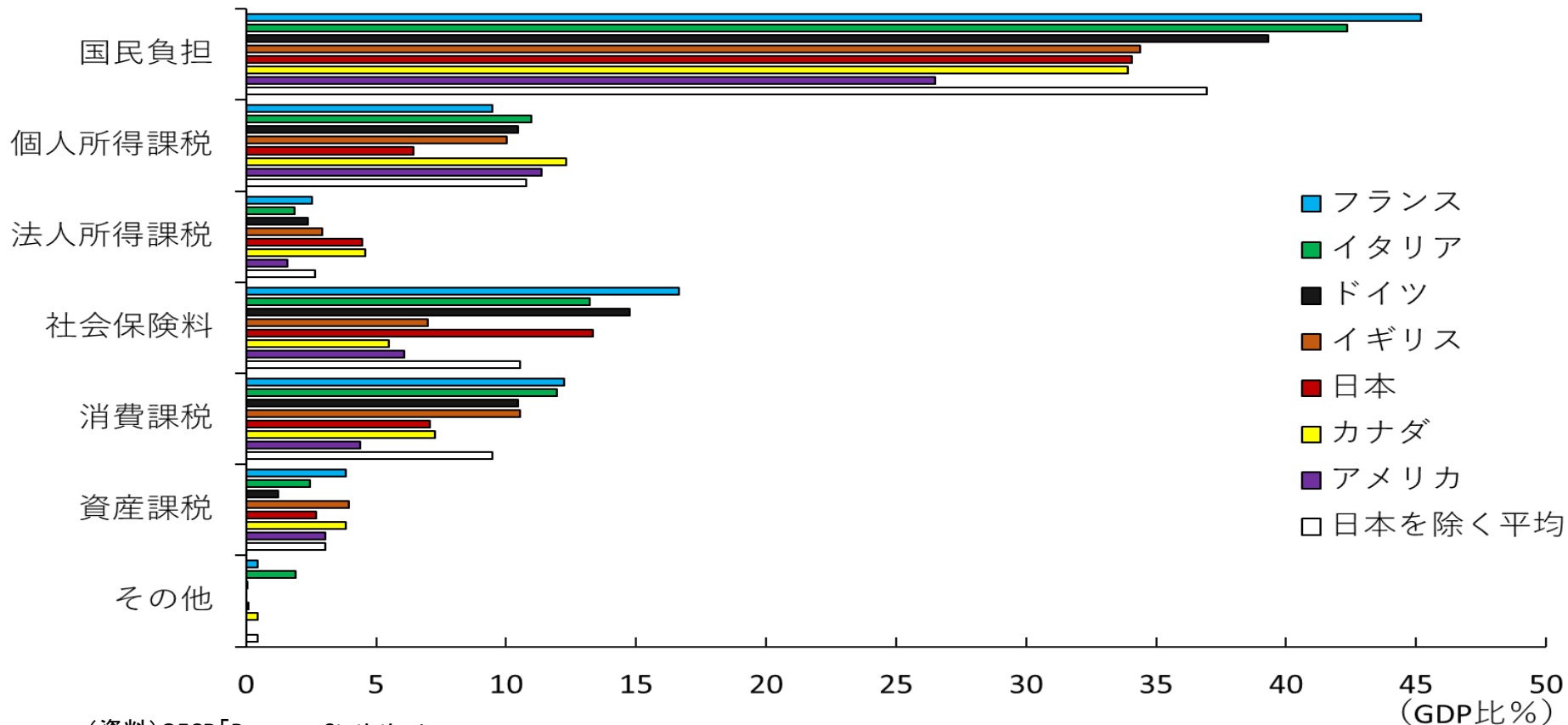
(資料) OECD「Revenue Statistics」

(注1) 一般政府。2021年。(注2) 図中の各税目と原資料の項目の対応関係は次の通り。個人所得課税(1100)、社会保険料(2000、3000)、消費課税(5100)、法人所得課税(1200)、資産課税(4000)、その他(1300、5200、5300、6000)。(注3) OECD諸国を国民負担率の大きさで4つの類型に分類し、類型ごとに各税目の負担率の平均値を計算。高負担国は「平均値＋標準偏差」以上、高めの中負担国は「平均値＋標準偏差」未満「平均値」超、低めの中負担国は「平均値」以下「平均値－標準偏差」超、低負担国は「平均値－標準偏差」以下。

次世代の国づくり

わが国と先進国との比較・・・国民負担率の内訳

(図表17) 法人所得課税と社会保険料が平均より高く、
個人所得課税、消費課税、資産課税が平均より低い



(資料) OECD「Revenue Statistics」

(注1) 一般政府。2021年。(注2) 図中の各税目と原資料の項目の対応関係は次の通り。個人所得課税(1100)、社会保険料(2000、3000)、消費課税(5100)、法人所得課税(1200)、資産課税(4000)、その他(1300、5200、5300、6000)

次世代の国づくり

誰が負担しているか？・・・国民負担の配分の現状

国民負担の国際比較 ・・・国民負担の内容と政府支出

今後の国民負担を考える

今後の国民負担を考える

(1) 個人と企業で負担を配分

○高齢化や少子化対策で社会保障費が増える

⇒OECD諸国では主に**個人負担**が増加(図表13、14)。

○利払費の増加、経済振興や地域創生、防衛、防災等の財政需要

⇒**相応の企業負担**も。

(2) 消費税を軸にした個人負担

① 受益と負担の関係の確保

社会保障給付は個人や家計に対して給付

⇒ 消費税は個人が広く負担する

✓ 社会保険料の方が、受益と負担の関係が明確ではないか？

i) 勤労世代に負担が偏在(図表7)

ii) 既に相当に高い負担率(図表15)

等の問題点(※)

(※資本蓄積に悪影響を与えかねない等)

(2) 消費税を軸にした個人負担・・・続き

②世代を超えて負担を分担

個人所得税や社会保険料より、高齢世代が多く分担(図表7)

⇒若年層の負担を軽減できる。

⇒生産年齢人口が減少が見込まれるもと、勤労世代が多く分担する負担構造よりも、人口動態による税収全体の下押し圧力を軽減。

③高齢世代も社会を支える構図

高齢化に伴って増加する社会保障給付の財源に充てる

⇒高齢世代が高齢世代を互いに支え合う。

少子化対策や子育て支援の財源に充てる

⇒高齢世代が次世代を育てる。

(2) 消費税を軸にした個人負担・・・続き

✓ 消費税は逆進的ではないか？(図表5)

⇒ 高所得層、富裕層への課税を組み合わせる。

個人負担全体で相応の累進度を確保(図表5)(図表11)。

⇒ わが国が位置付けられる「中負担国」では、消費課税の負担率と個人所得課税の負担率ともに、OECD諸国の平均値がわが国の水準を上回っている(図表16)。

諸外国でも、消費課税と個人所得課税を適度に組み合わせることで、国民負担全体の累進度のバランスを図ろうとする姿勢。

(3) 富裕層課税に向けた国際合意形成

○資産残高別の負担率に対する資産課税の寄与は限定的(図表11)

⇒例えば、**高齢世代の資産**を**少子化対策**や**子育て支援の財源**に**充てる**ことで、**社会全体として次世代を育てるとの姿を鮮明に**できないか？

✓資産課税負担は、安易に引き上げられないのではないか？

⇒法人所得課税やデジタル課税で行われたような負担水準等に関する**国際的な合意が重要**に。

⇒2024年7月の**G20財務大臣・中央銀行総裁会議**の共同声明に、**富裕層課税に向けた対話の促進**が盛り込まれた。

(4) 企業負担の公平性確保

○法人所得課税へのグローバル・ミニマム課税の導入が国際的に合意されたことで、法人税収を有力財源として従来よりも期待できるのではないかな？

⇒企業負担の引き上げには、**各国の動向を見極める必要**。

i) 現行の法人税率23.2%(実効税率29.74%)は、グローバル・ミニマム課税の税率(15%)より高い。

ii) 法人所得課税の負担率は先進国対比で高め(図表17)

⇒まずは、優遇措置の選別を所得基準に変更する等によって、**企業間の負担の公平性を高める**ことが重要。

【ご照会先】

調査部・蜂屋勝弘 (hachiya.katsuhiko@jri.co.jp, 080-7323-9996)

「[経済・政策情報メールマガジン](#)」、「[X \(旧Twitter\)](#)」、「[YouTube](#)」でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

＜メルマガ＞



＜X(旧Twitter)＞



＜YouTube＞

